

合計所得金額に関する確認書

※この確認書は、（追加）結婚・子育て資金非課税申告書と併せて御提出ください。

確認書提出日 西暦 年 月 日
受贈者の氏名 _____

1 贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額 （注1）

（該当年分） _____ 年分

（合計所得金額） _____ 円

（注）平成31年度より、贈与等を受けた年の前年分の受贈者（子・孫等）本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、当制度が利用できません。

2 贈与等を受けた年の前年分の状況

下記項目のうち、受贈者が該当する項目の全てに□にチェックをしてください。

☐ (1) 下記の者の扶養親族等 （注2） である。

○扶養者の氏名（受贈者との続柄） _____（ _____ ）

○扶養者の住所 _____

※ 受贈者が上記の者の扶養親族等であるかどうかについては、上記の者の確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票等を基に、受贈者等において御確認ください。

☐ (2) 合計所得金額がない。

☐ (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない。

3 贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

「贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類」として提出する書類の□にチェックをしてください。

☐ 確定申告書の控え

☐ 給与所得の源泉徴収票

☐ その他（ _____ ）

※ いずれもコピーしたものを提出していただいて構いません。

なお、上記 2 において(1)又は(2)にチェックをした場合には、この確認書を「贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類」として差し支えありません（この場合には、上記の□のチェックは不要です。）。

注意事項

(注1)

「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額（総所得金額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

(※1) 申告分離課税の所得（土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等など）がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

(※2) 繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び上場株式等に係る譲渡損失等の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

(注2)

「扶養親族等」とは、その年の12月31日（納税者（父母等又は配偶者）が年途中で死亡した場合は、その死亡の時）の現況で、次のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十四等）。

- ・ 納税者（父母等又は配偶者）の親族等であること。
- ・ 納税者（父母等又は配偶者）と生計を一にしていること。
- ・ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。